

基本目標 2

いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

政策の体系

政策 21

一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

施策

- 211 人権尊重の社会づくり
- 212 男女共同参画社会の実現

政策 22

互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

施策

- 221 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 222 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進
- 223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現
- 224 地域の保健・福祉を支える基盤づくり

政策 23

健やかで安心な生活を守る

施策

- 231 健康づくりと疾病予防対策の推進
- 232 安心して良質な医療の確保
- 233 食品の安全と生活衛生の確保

政策21 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

目標

県民一人ひとりが個々の人権を尊重し、社会の一員として責任を分かち合いながら、あらゆる分野に共に参画できる社会を実現します。

現状と課題

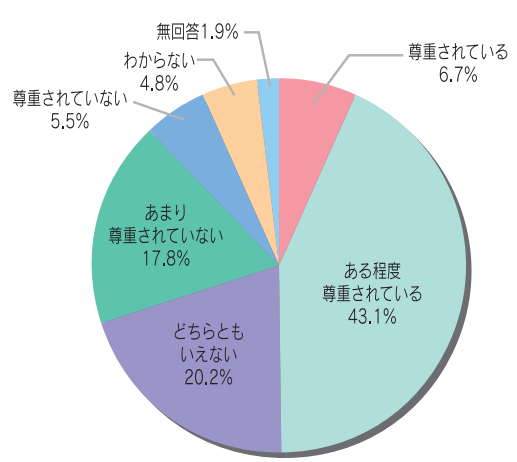
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的権利であり、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利です。人権尊重の社会の実現を目指して、人権についての正しい理解を深めていくための取組を進めていく必要があります。

また、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められており、県民一人ひとりが参画できる環境づくりが課題となっています。

取組の方向

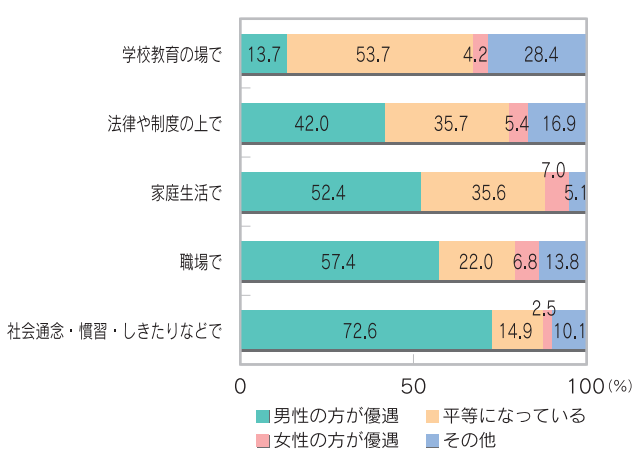
- 人権意識の高揚を図り、人権侵害のない社会をつくります。
- 男女共同参画推進のための環境づくりや推進体制の充実を図ります。

基本的人権の尊重



資料：「県政世論調査」（平成17年度）

男女の地位の平等感



資料：県生活環境部「男女共同参画社会に関する意識調査」（平成16年度）

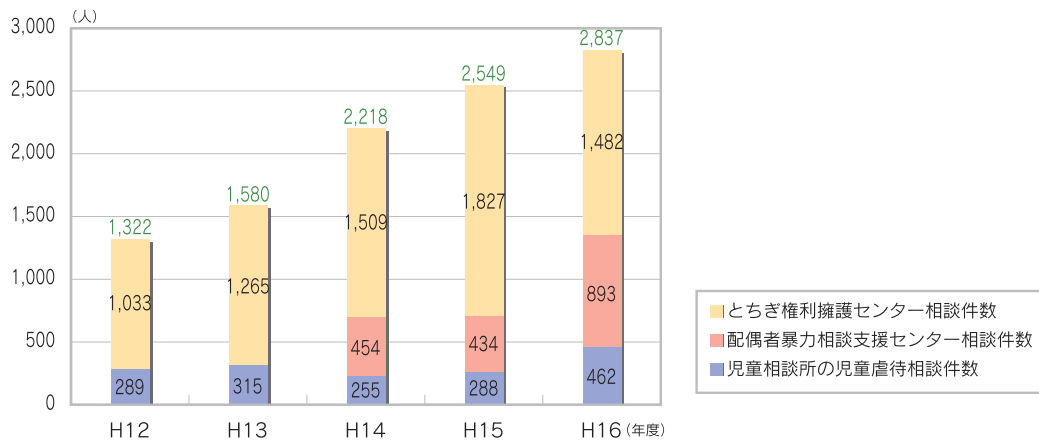
施策の目標

県民一人ひとりの人権意識の高揚が図られ、不当な差別や虐待などの人権が侵害されることのない社会を実現します。

現状と課題

- 私たちの身のまわりには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等をめぐる不当な差別や虐待などの人権問題が存在しています。
- 近年、地域社会の連帯感や人間関係の希薄化といった社会の急激な変化等を背景として、虐待などの人権侵害に対する救済を求める県民が増えています。

人権の侵害に関する相談件数



(注) 配偶者暴力相談支援センターはH14設置

県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P181

人権意識の高揚

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や栃木県人権尊重の社会づくり条例の趣旨にのっとり、市町村や学校との連携を図りながら、多様な機会を通じて人権教育及び人権啓発を実施します。

- 人権教育及び人権啓発に関する情報のデータベース化と提供

人権侵害の未然防止と被害者支援

人権侵害を受けている人や受けるおそれのある人に対する相談・支援体制を充実します。

- 人権侵害に関する相談機関の充実及び虐待防止ネットワークづくりの支援

成果指標

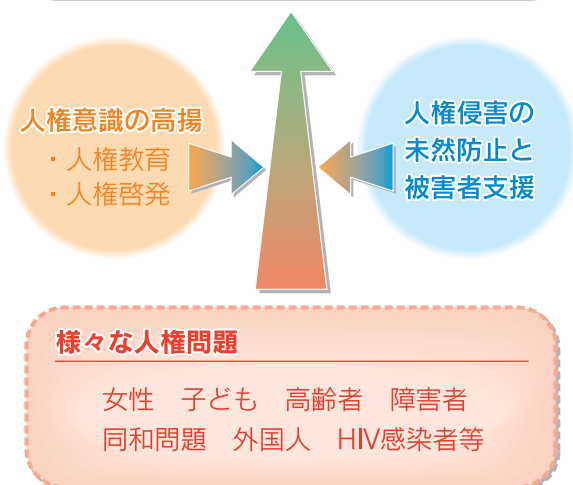
(施策の達成状況を見る尺度)

| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|----------------------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 人権が侵害されたと感じた人の割合 ^{※1} | — | 29.3 % (H12) | 26.7 % (H16) | 20.0 % (H22) | 18.0 % (H27) |
| 体験・交流学习等を通じて人権についての理解を深めた児童生徒の割合 | — | — | 52.6 % (H16) | 55.0 % (H22) | 60.0 % (H27) |
| 虐待や暴力に関する相談窓口数 ^{※2} | — | 1 箇所 (H11) | 14 箇所 (H16) | 36 箇所 (H22) | 36 箇所 (H27) |

※1 人権啓発イベント等に参加した者に対するアンケート調査結果

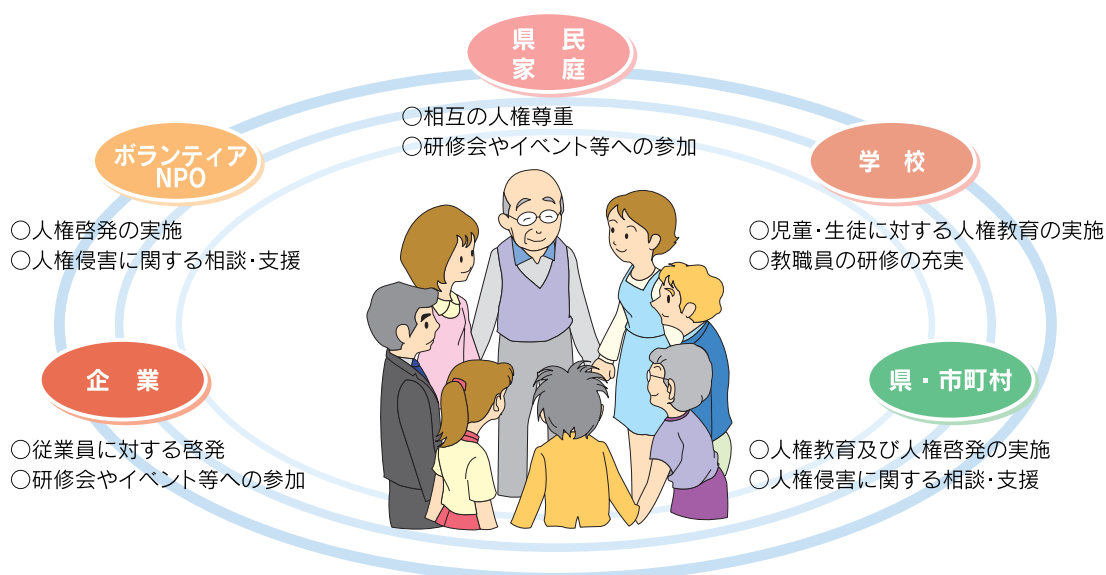
※2 要保護児童対策地域協議会及び配偶者暴力相談支援センターの相談窓口数（県及び市町村）

人権が尊重される社会の実現



人権啓発フェスティバル(ヒューマンフェスタとちぎ2005)

期待される主な主体の役割



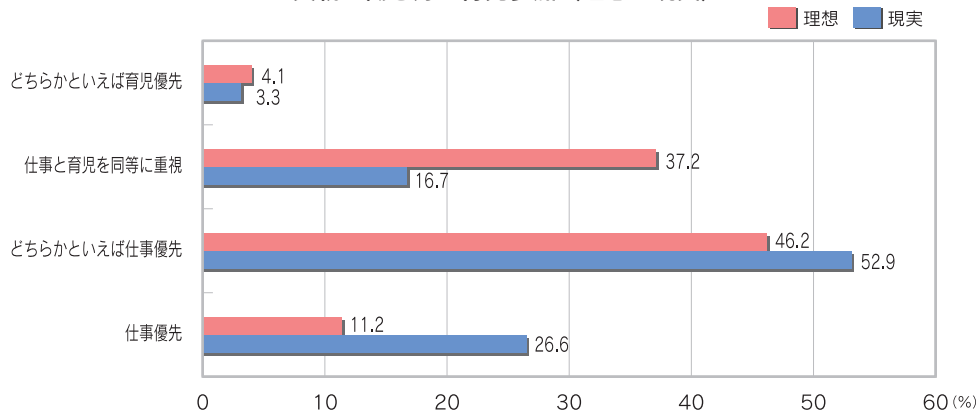
施策の目標

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を発揮することのできる社会を実現します。

現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の固定的な役割分担意識は年々解消されてきていますが、地域のしきたり等にはまだ根強く残っており、男女共同参画を阻害する要因となっています。
- 多くの女性が社会の様々な分野で活躍しているものの、政策・方針決定過程への参画は男性と比べると依然として低く、女性の意思が政策・方針決定に十分反映されていない状況にあります。
- 仕事と家庭生活を両立していくためには男性の参画が必要ですが、日常生活における家事や育児・介護の負担はまだ女性に大きく偏っています。

父親の働き方と育児参加（理想と現実）



資料：県生活環境部「男女共同参画社会に関する意識調査」（平成16年度）

施策の展開

参照：第3部 P181～P182

男女共同参画社会実現のための基盤づくり

固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画の視点をもった人づくりを進めます。
男女共同参画推進の活動拠点の充実や市町村等との連携による推進体制の確立を図ります。

- 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- 男女共同参画の取組についての事業所の理解促進

女性がいきいきと参画できる環境づくり

女性が多様な能力を身につけて、社会のあらゆる分野に活動の幅を広げていくよう、能力開発やネットワークづくりを進めるとともに、政策・方針決定過程への参画を進めます。

また、女性に対する暴力を根絶するための取組を進めます。

- 女性の人材育成と様々な分野への参画の促進
- 女性自立支援センター（仮称）の整備
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画に基づく取組の推進

男女が共に輝く社会づくり

家庭生活、地域活動、就業の場において、男女がよりよいパートナーシップのもとに共に参画し、個性と能力を発揮できる環境づくりを推進します。

- 家庭・就業の場における男女共同参画の環境整備促進

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

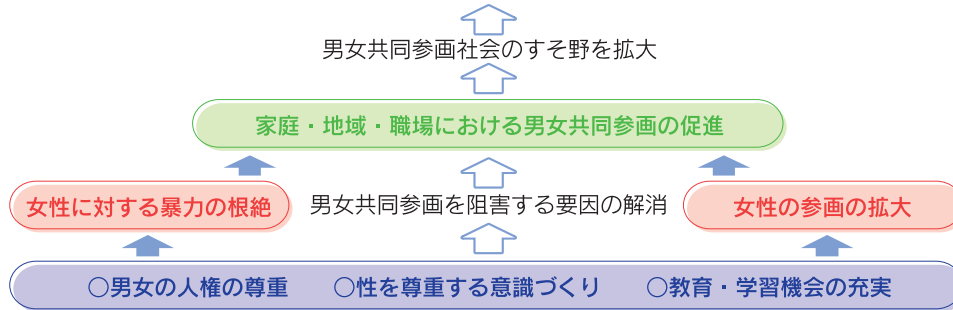
| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|---|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 審議会等における女性委員の割合 ^{※1} | 20.1 % (H6) | 26.1 % (H11) | 31.1 % (H16) | 35.0 % (H22) | 40.0 % (H27) |
| 「男女共同参画地域推進員」 ^{※2} 登録者がいる市町村の割合 | — | 59.2 % (H12) | 77.3 % (H16) | 100 % (H22) | 100 % (H27) |
| 男女の地位が平等になっていると感じている者の割合 | — | — | 16.6 % (H16) | 20.0 % (H22) | 25.0 % (H27) |

※1 県の附属機関（全委員の9割以上が充て職委員で占められている機関を除く。）における女性委員の割合

※2 男女共同参画社会の実現を目指し、地域において自主的に活動する者（知事が委嘱）



男女共同参画社会の実現



期待される主な主体の役割





保育園のお遊戯会での子どもたち

子どもは、未来をつくり出す「社会の宝」です。安心して子どもを生み、育てることができる社会、子どもが健やかに育ち笑顔と歓声の絶えることのない社会が明るい未来をつくります。



シルバー大学校卒業生の皆さん

高齢者がいつまでも元気で、生き生きと活躍している社会は、豊かで活力に満ちています。県では、活力ある地域社会を築くため、高齢者の生きがいづくりを積極的に進めています。

政策22 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

目標

すべての県民が家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い、共に生きる福祉社会を実現します。

現状と課題

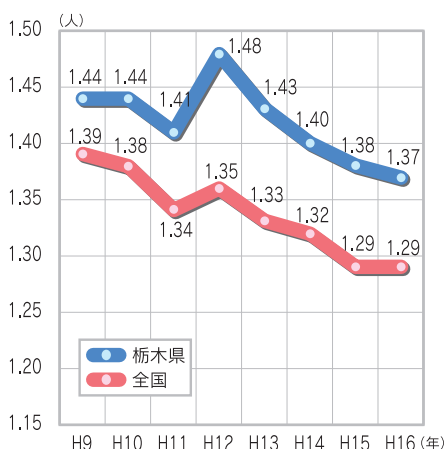
少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、すべての人が家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を安心して送ることができる社会を築いていくことが重要になっています。

そこで、県民一人ひとりが互いに支え合い、家庭や地域などが連携することによって、次の時代を担う子どもたちを安心して生み育て、そして、高齢者や障害者をはじめ支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていくことが求められています。

取組の方向

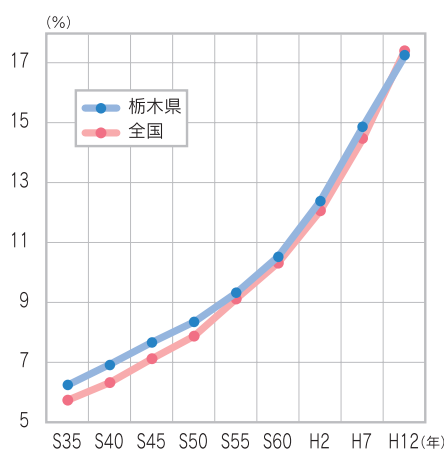
- 子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てられる社会環境を整備します。
- 高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。
- 障害者が、その人らしく自立して暮らし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。
- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。

合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」

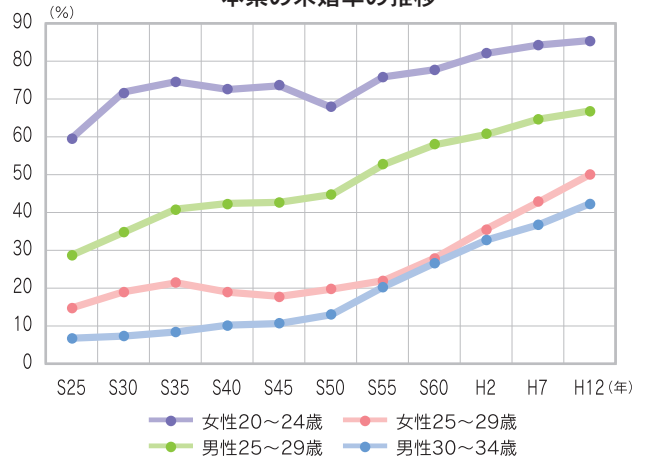
施策の目標

子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに産み育てられる社会環境を整備します。

現状と課題

- 未婚化、晩婚化の傾向が一層進むとともに、家庭や地域の養育力の低下が指摘されています。また、保育サービスに対するニーズが多様化しています。
- 児童虐待相談受付件数が急増し、その内容も複雑・多様化しています。
- 妊娠や出産、子育てに対する不安や、育児に係る心理的・経済的な負担を強く感じる人が増えています。また、働く女性の仕事と家庭の両立の負担が大きな問題となっています。
- 離婚件数が高い水準にあり、近年、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が増加しています。

本県の未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

施策の展開

参照：第3部 P183~P184

地域における子育て支援

地域における子育ての支援体制を充実するとともに、子育て家庭を社会全体で暖かく見守り支える意識を醸成して、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備します。

- 地域の子育て支援拠点や放課後児童クラブの設置の促進
- 県民のニーズに応じた多様な保育サービスの充実

保護を必要とする子育て家庭等への支援

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応から保護者への指導・支援、家族の再統合に至るまでの総合的な支援体制を整備します。

また、ひとり親家庭等への子育て・生活・就労の支援など自立を促進する施策を充実します。

- 被虐待児の心のケアを図る心理療育施設の設置促進
- 児童相談所等の体制強化及び市町村等関係機関との連携の強化

母子保健医療対策の充実

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、母子保健医療や小児医療の充実を図るとともに、相談体制を整備します。

また、思春期の男女が健やかに成長し、健全な母性・父性意識を養えるような相談体制や健康教育を充実します。

- 子どもに対する医療費助成の充実
- 不妊や不妊治療に関する相談・支援の実施
- 母子の健康を確保する健康診査、健康相談等の充実
- 思春期教室の実施や思春期ピアカウンセリング^{※1}事業の充実

職業生活と家庭生活の両立の推進

父親の育児参加の促進や育児休業の取得促進など、男女ともに働きながら、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

※1 「ピア」とは「仲間」の意。価値観を共感・共有する同世代の仲間が、同じ思春期の子どもたちに対して、望ましい意思決定ができるように相談支援すること。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

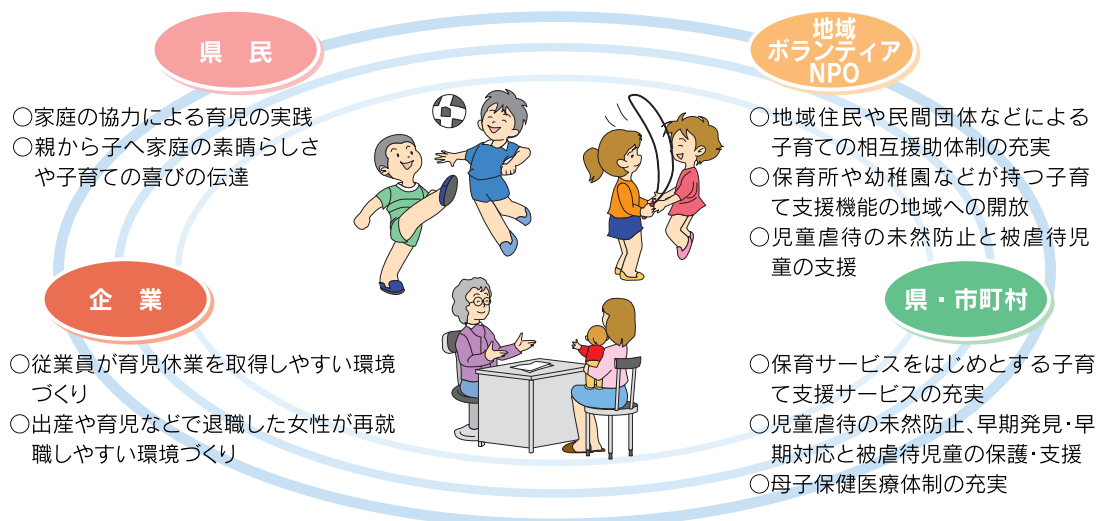
| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|--|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 小学校の通学区域内に子育て支援施設のある地域の割合 | — | 16.2 % (H12) | 38.6 % (H16) | 53.0 % (H22) | 70.0 % (H26) |
| 延長保育を実施している保育所の割合 | — | 44.8 % (H12) | 64.2 % (H16) | 80.0 % (H22) | 90.0 % (H26) |
| ファミリー・サポート・センター ^{※2} 設置市町村の割合 | — | 2.0 % (H12) | 20.5 % (H16) | 48.5 % (H22) | 60.0 % (H26) |

※2 育児や介護に関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となって相互に支え合う組織



元気に遊ぶ子どもたちの様子

期待される主な主体の役割



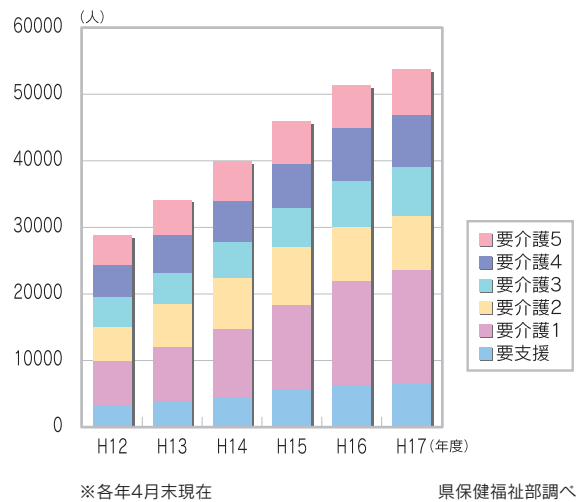
施策の目標

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。

現状と課題

- 平均寿命の伸長や価値観の多様化などに伴い、積極的に社会活動に参加する元気な高齢者が増えています。
- ひとり暮らし等の高齢者の増加とともに、身近な地域で自立した生活を送ることが困難な高齢者が増えています。
- 介護保険制度は、施行後5年が経過し、介護サービス供給基盤の充実やサービス利用の拡大など、老後の生活を支える制度として着実に定着しています。
- 要支援や要介護1の軽度の要介護（要支援）認定者が大幅に増加しています。

要介護（要支援）認定者数の推移



施策の展開

参照：第3部 P185

生きがいの推進

高齢者がいつまでも元気で、自ら地域社会を支えていけるよう、学習機会の確保や様々な社会活動への参加を促進します。

- シルバー大学校における地域活動推進者の養成
- 高齢者の生きがいと健康づくりなどを図る文化・スポーツイベントの開催

総合的な介護予防システムの確立

高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、また、重度化しないようにするため、介護予防対策の充実を図ります。

- 要支援者を対象とした新予防給付の促進
- 要支援、要介護となるおそれの高い高齢者を対象とした地域支援事業の促進
- 生活援助員を配置したシルバーハウジング等の整備促進
- 地域包括支援センター^{※1}の整備促進

介護サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域において、尊厳を持って生活できるよう、特別養護老人ホームや在宅介護サービスなど介護サービス供給基盤の整備と質の向上を促進します。

- 地域密着型サービス^{※2}の普及・定着の促進
- 利用者の事業者選択に資する介護サービス情報の公表の促進
- 認知症対策の充実
- 高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応の仕組みづくりの促進

※1 市町村が設置する、公正中立な立場から地域の(1)介護予防マネジメント(2)総合相談・支援(3)権利擁護(4)包括的・継続的マネジメントを担う中核的な機関

※2 高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される認知症高齢者グループホームや認知症高齢者専用デイサービス、定員30人未満の特別養護老人ホームなどのサービス

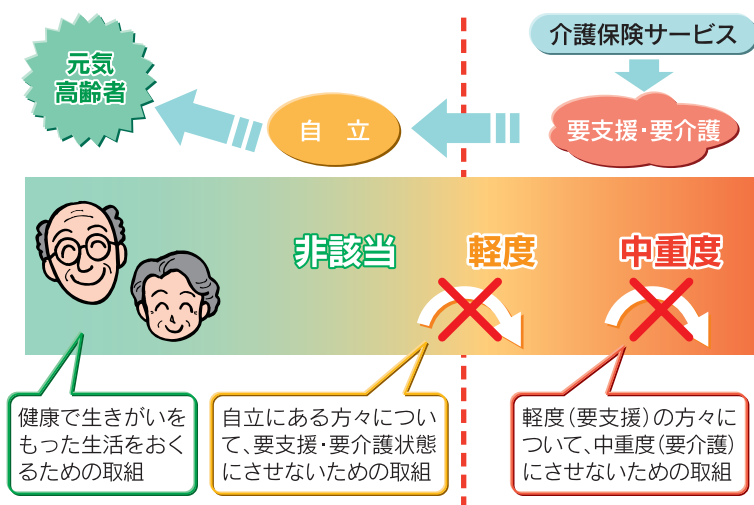
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|-------------------------------------|--------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 要介護認定率 | — | 8.4 % (H12) | 13.7 % (H16) | 16.4 % (H22) | 17.7 % (H26) |
| 新予防給付及び地域支援事業のサービス提供量 ^{※3} | — | — | 0 千回 (H16) | 953 千回 (H22) | 1,493 千回 (H26) |
| 高齢者の競技団体加入率 | — | — | 4.1 % (H17) | 4.2 % (H22) | 4.3 % (H27) |

※3 要支援者や要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に実施する、立つ・歩くといった身体活動能力の向上や栄養改善のための指導、食べ物を噛む・飲み込むといった能力の向上などの介護予防サービスのデイサービスセンター等における提供回数

介護予防を重視した施策展開

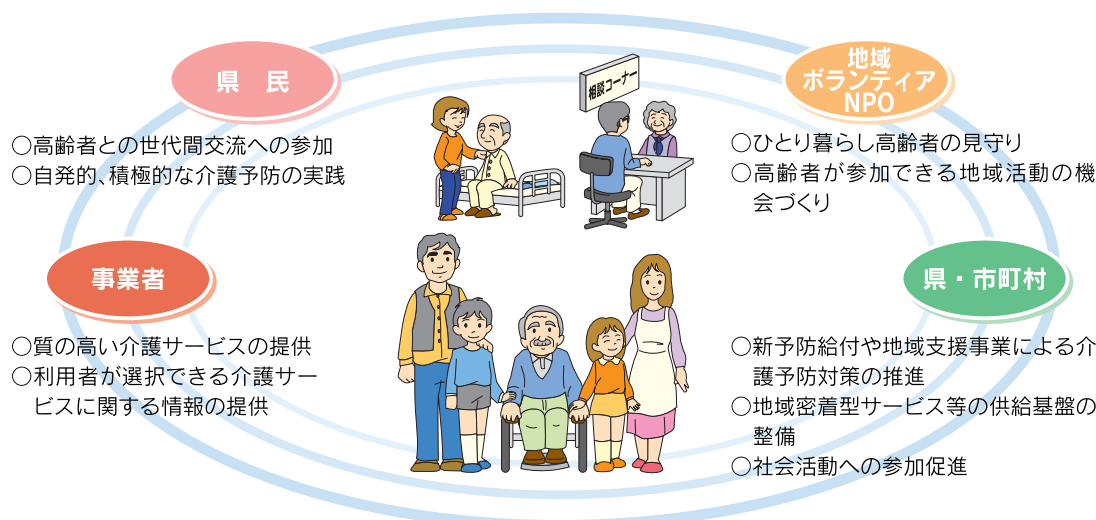


シルバー大学校でのパソコン授業の風景



介護予防のための運動に取り組む老人ホームの高齢者

期待される主な主体の役割



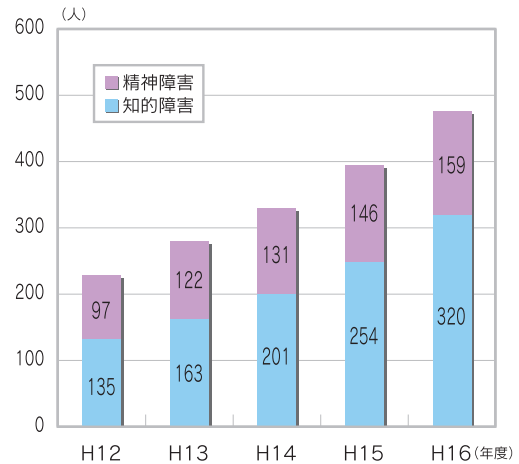
施策の目標

すべての障害者が、身近な地域で必要なサービスを自分の意思で選択することができ、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会活動にも参加できる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、持続可能な制度の確保を柱とする障害保健福祉施策の改革が進められています。
- 地域における障害者の自立した生活を支えるための相談支援体制やサービス供給体制の確立が課題となっています。
- 授産施設などの整備は進んでいますが、一般就労を始め、働く意欲と能力がある障害者の働く場の確保が、まだ十分ではありません。

グループホームの利用定員



県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P186

障害者の自立の促進

日常生活における様々な相談に応じることができるよう相談体制をより充実させるなど、身近な地域で、継続かつ一貫した支援を提供できる環境を整備します。

- 発達障害者支援体制の充実
- 障害者施設の相互利用等の促進
- 県北・県南地域におけるリハビリテーション拠点施設の整備促進

障害者の安全で安心な暮らしの実現

地域で生活していく上で必要となる住まいや各種のサービスを確保するとともに、犯罪被害や事故・災害から身を守るための仕組み・体制を整備します。

- 就労支援などを行う障害者の自立支援施設等の整備促進
- 在宅福祉サービスなど生活の継続に必要な支援体制の確保
- 障害児放課後対策の促進

障害者の社会参加の促進

社会のバリアフリー化^{※1}を図るとともに、障害者の雇用拡大や情報・コミュニケーション支援を進めることにより、障害者の社会活動への参加を促進します。

- 障害者就業・生活支援センターの整備促進
- 労働関係機関との連携による障害者雇用の促進

※1 段差等の物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁、情報面や意識上の障壁を含む、すべてのバリア（障壁）を取り除くこと。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|---|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 介護給付費等 ^{※2} の支給決定件数 | — | — | 10,269 件 (H16) | 12,424 件 (H22) | 14,412 件 (H27) |
| グループホーム ^{※3} ・ケアホーム ^{※4} 利用者数 | 68 人 (H6) | 163 人 (H11) | 479 人 (H16) | 1,748 人 (H22) | 3,343 人 (H27) |
| 障害者雇用者数 | 1,731 人 (H6) | 1,722 人 (H11) | 1,869 人 (H16) | 2,000 人 (H22) | 2,150 人 (H27) |

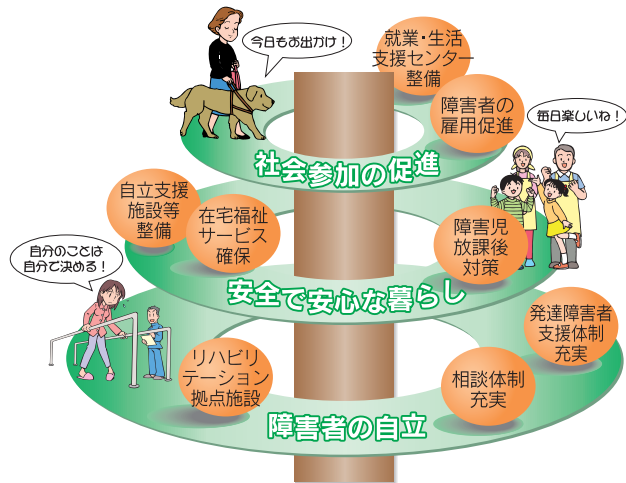
※2 障害者が、訪問介護や短期入所等の「介護給付」、自立支援や就労移行支援等の「訓練等給付」などのサービスの提供を受けた際に支給される費用のこと。

※3 就労又は自立訓練等を受けている知的障害者・精神障害者を対象に、少人数を単位として自宅に近い状態で共同生活を送る中で、食事提供等の日常生活上の世話を提供する施設

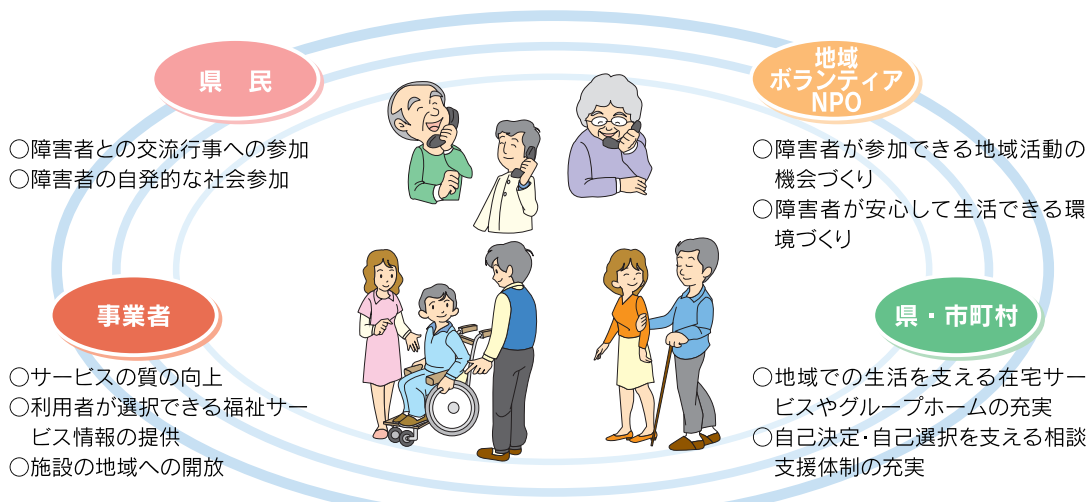
※4 介護を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を提供する施設



障害者スポーツ大会（アーチェリー）



期待される主な主体の役割



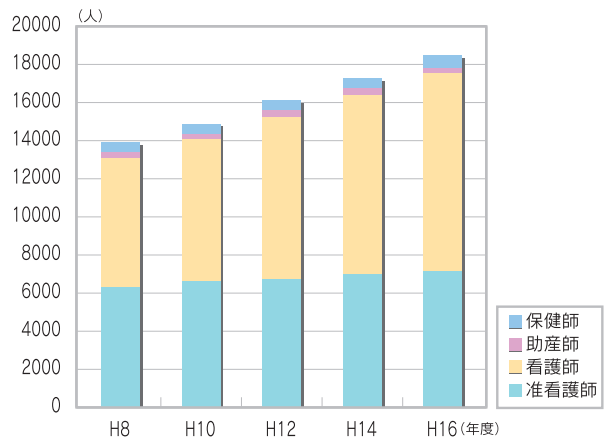
施策の目標

住み慣れた地域社会において県民誰もが安心して生活できるよう、地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。

現状と課題

- 県民の保健・医療・福祉に対するニーズが多様化、高度化しています。
- 高齢者や障害者等の支援を必要とするすべての人々の自立や社会参加が進んでおり、より一層、ノーマライゼーションの考えを広めていくことが重要となっています。
- 高齢化の進行や保健医療を取り巻く環境の変化により、看護・介護職員に求められる技術等が高度化するとともに幅広い分野での活動が進んでいます。

看護職員数の推移



県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P187～P188

総合的な保健・福祉サービス提供体制の整備充実

支援を必要とする人々を含むすべての人が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、福祉サービスの質の向上や保健・医療・福祉が一層連携した総合的なサービス提供体制の整備を進めます。

- 健康危機管理^{※1}体制の充実
- 福祉サービス第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の普及促進
- 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用促進

社会福祉活動への県民参加の促進

地域福祉の推進に関する市町村計画の策定に対する支援などを進め、福祉ボランティアや民生委員・児童委員活動等を促進します。

- ボランティアコーディネーターの配置支援、リーダー等養成研修の実施

ひとにやさしいまちづくりの推進

誰もが利用しやすいよう建築物、道路、公園等の公共的施設のバリアフリー化を進めるとともに、ひとにやさしいまちづくりに対する県民一人ひとりの意識高揚に努め、すべての県民が社会参加できる生活環境の整備を推進します。

- ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設の整備促進
- 県・市町村・事業者・県民が連携した普及啓発

保健・医療・福祉を支える人材の育成

質の高い看護職員の養成を図るとともに、看護職員及び介護職員の県内への定着や離職者の再就業の促進により、保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保を推進します。

また、看護職員及び介護職員に対する専門研修を充実・強化し、資質の向上を図ります。

- 看護師等養成所などへの支援・指導
- 福祉人材・研修センターやナースセンターによる就労の斡旋・相談・普及啓発の推進
- 健康づくりセンターや福祉人材・研修センターによる体系的な研修の推進

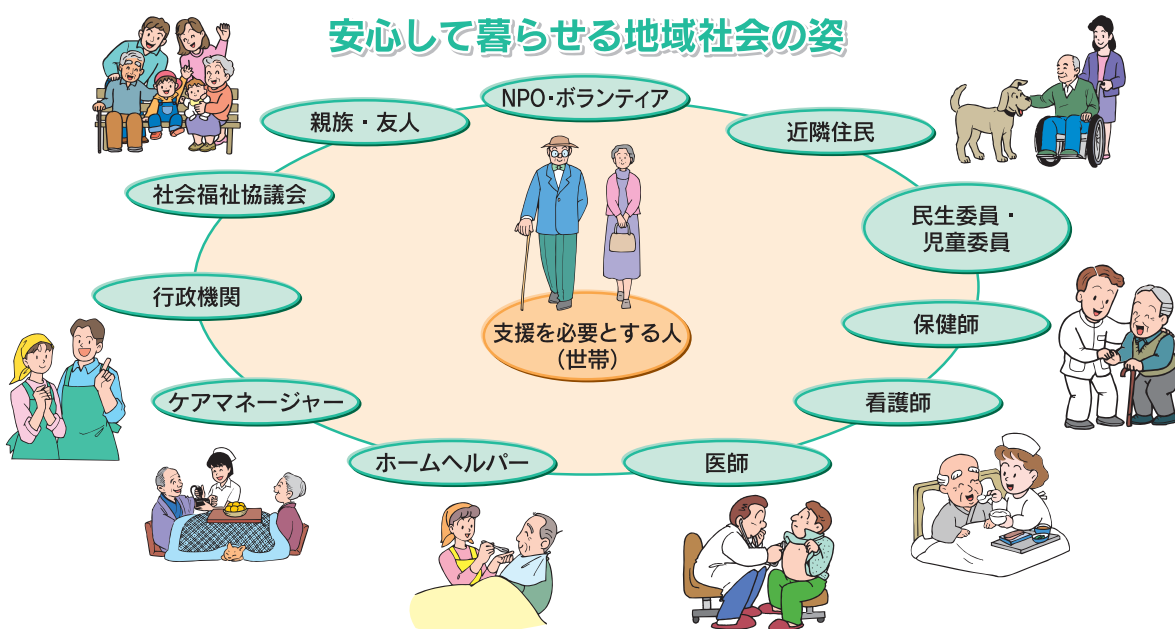
※1 健康危機管理とは、感染症・食中毒・医薬品・自然災害などによって起こる「命や健康の安全を脅かす事態」に対して行われる健康被害の発生予防・拡大防止・治療等に関する業務をいう。

成果指標

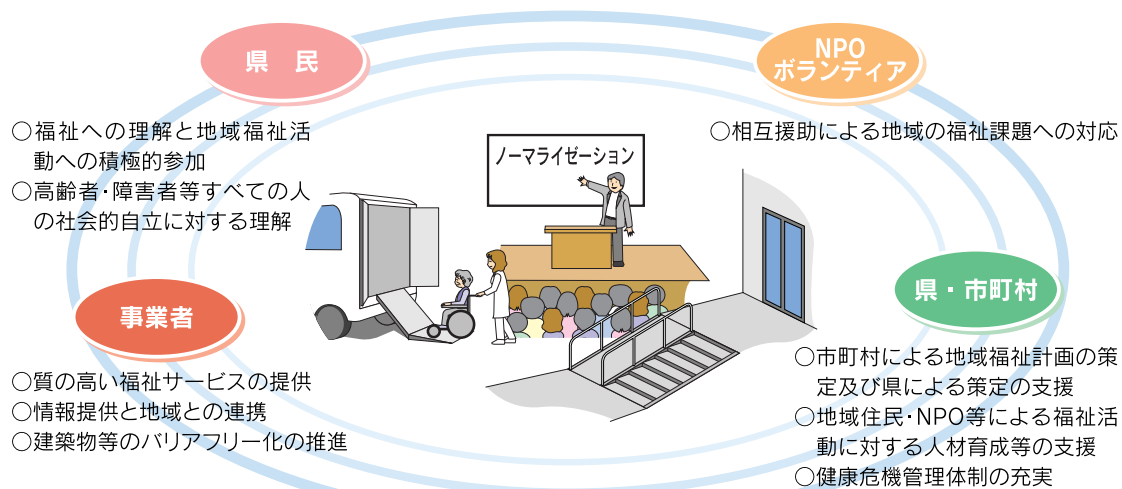
(施策の達成状況を見る尺度)

| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|-----------------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 福祉サービス第三者評価実施施設 ^{※2} の割合 | — | — | 0% (H16) | 50.0% (H22) | 60.0% (H27) |
| ひとにやさしいまちづくり条例整備基準に適合する公共的施設数 | — | 66施設 (H12) | 595施設 (H16) | 1,500施設 (H22) | 2,000施設 (H27) |
| 看護職員従事者数 | 12,646人 (H6) | 14,966人 (H10) | 18,608人 (H16) | 20,000人 (H22) | — |

※2 障害者福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設等の福祉サービスの提供者が、サービスの質の向上や利用者への情報提供等を目的として第三者である評価機関の評価を受ける制度



期待される主な主体の役割





食生活改善活動

脳卒中などの生活習慣病を予防し、健康な生活を送るため、食生活改善の活動を通じて、栄養バランスのとれた食事と、3食楽しくきちんと食べる食生活の実践を推進しています。



多くの尊い生命を救う献血活動

若者による献血の様子です。献血は、現代の医療において欠くことのできないものです。安全で安心な医療を確保するためにも、若者を中心とした多くの方々による献血を推進しています。

政策23 健やかで安心な生活を守る

目標

すべての県民が健康で生き生きと暮らし、安心して快適に生活できる社会を実現します。

現状と課題

平均寿命が伸び続ける中、健康寿命を伸ばし、生涯にわたり元気で快適に暮らしていくことは、すべての県民の願いです。

しかし、生活習慣病については、がんや心臓病、糖尿病などが増加傾向にあり、脳卒中も死亡率は依然として全国よりも高い水準にあります。

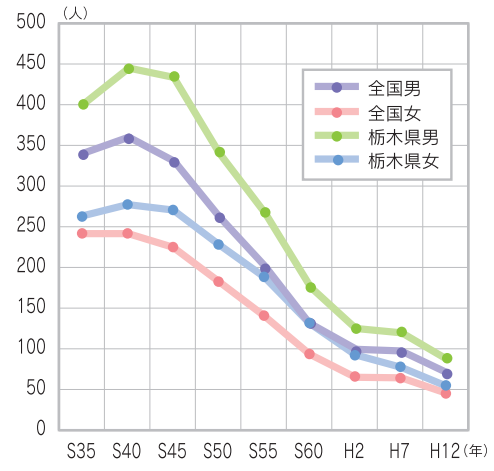
また、医学・医療技術の進歩、県民の健康や医療、食品の安全性に対する意識の高まりなどにより、保健・医療・生活衛生に対する県民ニーズが多様化・高度化しています。

そこで、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、すべての県民が良質かつ適切な医療を効率的に受けられるよう医療提供体制などの整備・充実を図ることや、食品の安全性確保対策の推進など、県民が安全で快適に暮らせる生活衛生を確保していくことが求められています。

取組の方向

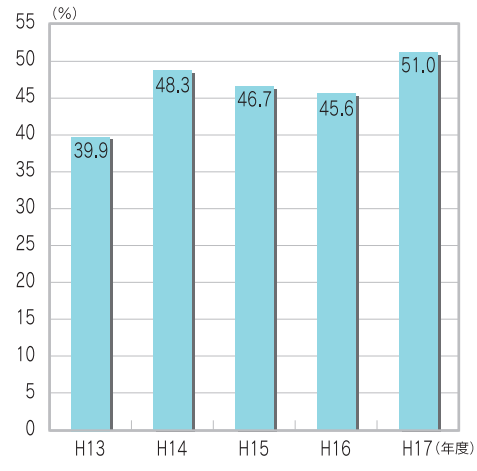
- すべての県民が健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。
- すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。
- 食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

脳卒中による年齢調整死亡率の推移（人口10万対）



資料：厚生労働省「都道府県別にみた死亡の状況 平成12年都道府県別年齢調整死亡率の概況」

県政への要望（医療対策への要望の割合）



資料：県政世論調査

施策の目標

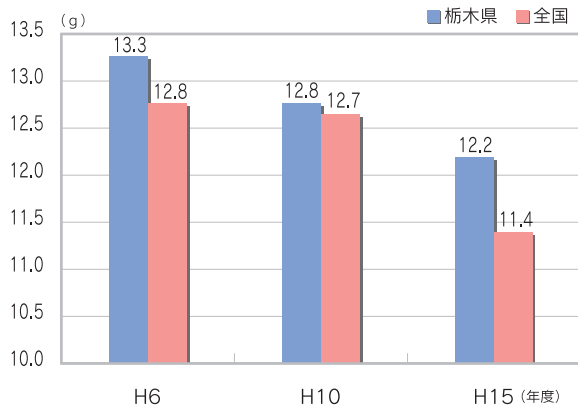
乳幼児から高齢者まで、県民一人ひとりが健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。

現状と課題

- 脳卒中の年齢調整死亡率は、改善傾向にあり、全国平均との差も縮まっているものの、全国順位で見ると依然として高い状況にあり、特に女性の高さが目立っています。
- がんによる死亡率は、増加傾向にあり、昭和61年以降死因の第1位を占めています。
- 最近では、アジアにおいてSARSや高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、我が国においても動物由来感染症^{*1}の発生リスクが高まっています。

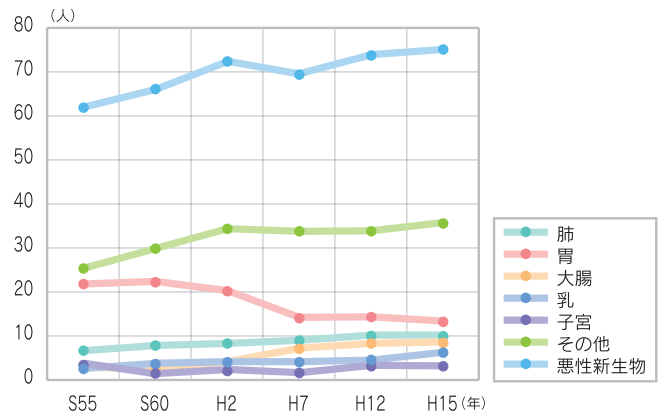
※1 SARS、高病原性鳥インフルエンザ、ペスト、エキノコックス症、狂犬病など、動物から人間へ感染する疾病

食塩摂取量



資料：平成15年県民健康・栄養調査

65歳未満がん部位別死亡率の推移（人口10万対）



資料：総務省「国勢調査」平成15年栃木県人口動態統計

施策の展開

参照：第3部 P189

健康づくりの推進

食生活や運動等の生活習慣の改善やがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防に関する具体的な目標を掲げ、県民運動の展開や健康診査の受診率向上など、総合的な健康づくりを推進します。

- 一次予防重視の生涯健康づくりの推進
- 生活習慣病改善のための調査分析及び普及啓発
- 予防、早期発見・治療等の体系的ながん総合対策の推進
- 健診未受診者・未治療者・医療中断者の指導強化などの糖尿病対策の推進
- 予防から療養に至る総合的な脳卒中对策の推進

疾病予防対策の推進

結核やエイズ等の感染症に関する正しい知識の普及啓発や予防対策の実施、迅速な対応など健康リスクの低減に向けた取組を推進します。

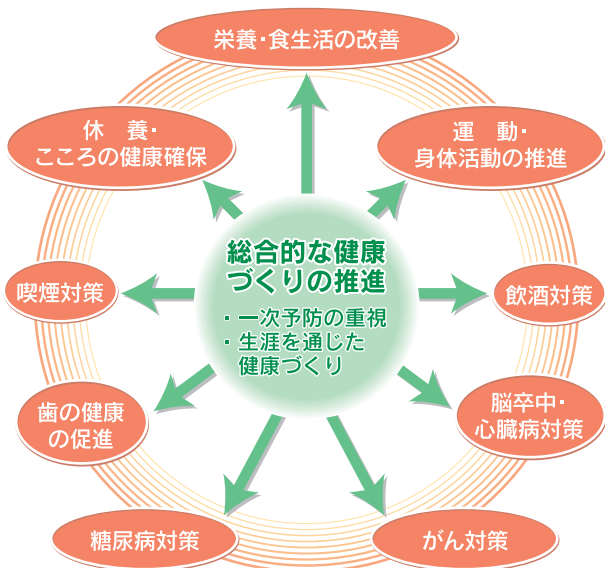
- 結核予防対策の推進
- 動物由来感染症対応体制の整備
- 若年層を対象とした性感染症予防対策の推進

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

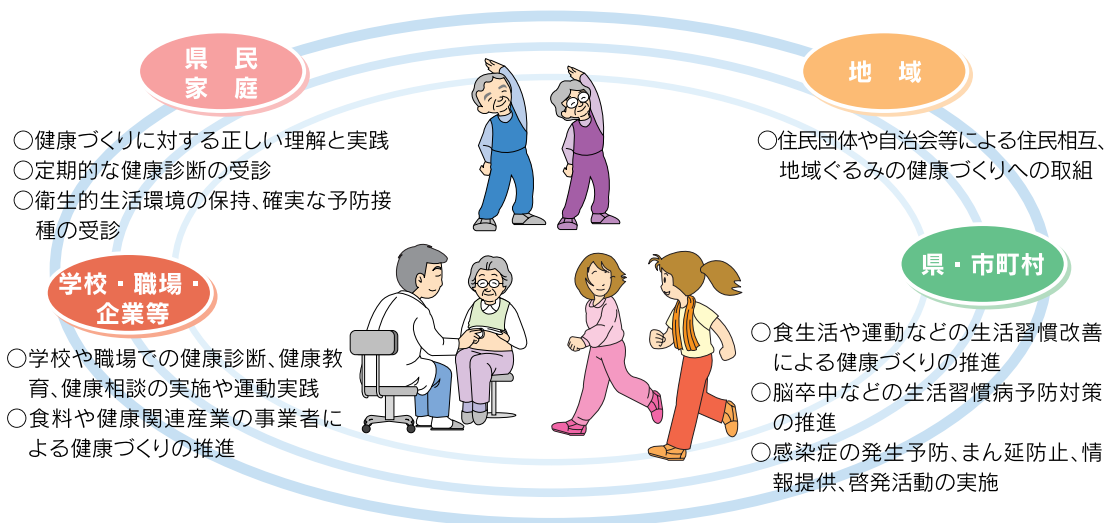
| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基本健康診査の受診率 | 38.2 % (H6) | 43.1 % (H11) | 47.7 % (H15) | 55.0 % (H22) | 60.0 % (H27) |
| 正常血圧者の割合※2 | 60.8 % (H5) | 59.3 % (H10) | 62.7 % (H15) | 65.0 % (H22) | 66.0 % (H27) |
| 結核罹患率 (人口10万対) | 28.1 人 (H5) | 25.9 人 (H10) | 17.9 人 (H15) | 10.0 人 (H22) | 8.0 人 (H27) |

※2 基本健康診査受診者の内、血圧値が正常域 (140/90mmHg未満) とされる者の割合。本県は依然として全国よりも脳卒中死亡率が高い水準にあるため、脳卒中発症の大きな要因となる高血圧の予防を生活習慣の改善などの取組により進めている。



基本健康診査

期待される主な主体の役割



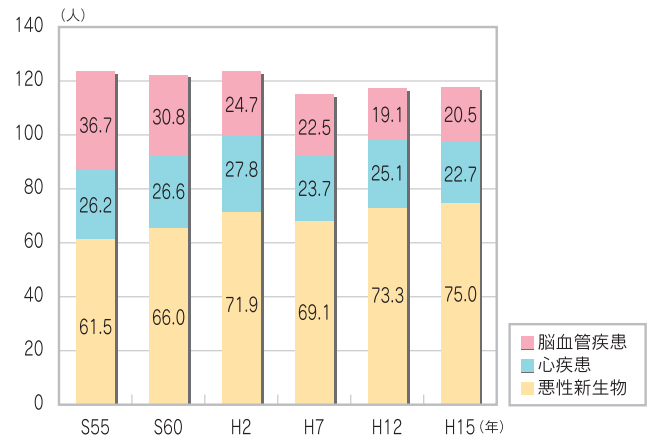
施策の目標

多様化・高度化する医療需要に的確に対応し、すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

現状と課題

- 医療技術の急速な進歩発展に伴い、医療内容の高度化・専門化が進むとともに医療サービスに対する要求もより多様化・高度化しています。
- 医療の高度化・専門化をはじめ、患者の大病院志向や病院勤務医の開業の増加などにより、地域の中核病院における医師不足が深刻になっています。
- 国際化の一層の進展に伴い、SARS等新興感染症の感染の危険性が増しています。
- 疾病構造の変化や県民の健康に対する関心の高まりと相まって、安全で有効な医薬品等に対する関心も高まっています。
- 医療費の増大により、市町村の国民健康保険財政への負担が大きくなっています。

65歳未満三大死因死亡率の推移（人口10万対）



資料：総務省「国勢調査」平成15年栃木県人口動態統計

施策の展開

参照：第3部 P190～P191

良質で適切な地域医療の充実

医療機関相互の連携強化を図るとともに、医療技術の進展や新たなニーズに対応した高度先進医療や特殊医療機能の確保など、良質な医療を効率的に提供する体制の整備を促進します。

- 子ども医療センターの運営の支援
- 公的病院等における小児科、産科、内科の医師確保への支援
- がんセンターと地域の医療機関との連携推進による高度専門医療の充実
- かかりつけ医の普及定着

救急医療体制の充実

初期救急医療体制の拡充を図るとともに、患者の症状に応じた効率的な救急医療を提供できる体制の整備を促進します。

- 関係機関との連携による小児救急医療体制の未整備地域の解消
- 救急医療体制における初期、二次、三次の機能分化の促進
- 救急現場から医療機関へ搬送されるまでの救護体制の充実

感染症・難病・精神医療対策の充実

感染症患者に対する医療の確保をはじめ総合的な難病患者支援体制や精神科医療体制の充実など、個々の疾患に応じたきめ細かな保健医療対策を推進します。

- 新興感染症等対応医療機関の確保
- 難病患者の居宅生活支援事業の促進
- 予防・治療から社会復帰までを支援する総合的な精神障害者対策の推進

血液の確保と移植医療対策の推進

献血者の安定的な確保を図るとともに、臓器や骨髄の円滑な移植実施のための体制を整備します。

- 400ml献血などの効果的な広報啓発
- 院内移植コーディネーターの設置促進

医薬品などの有効性と安全性の確保

事業者への監視指導を充実し、医薬品や医療機器などの有効性や安全性の確保を進めます。

- 医薬品等取扱施設に対する計画的・効果的な監視指導の実施

国民健康保険制度の安定的運営の確保と医療費の適正化推進

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町村への総合的な支援を行います。

- 市町村に対する国民健康保険財政安定化のための支援
- 医療費の適正化推進のための助言・支援

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|---|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 65歳未満の三大死因(がん、心臓病、脳血管疾患)における死亡率(人口10万対) | — | 116.7人 (H11) | 118.2人 (H15) | 110.0人 (H22) | 110.0人 (H27) |
| (財)日本医療機能評価機構の評価受審病院数 | — | — | 17病院 (H16) | 30病院 (H22) | 60病院 (H27) |
| 小児救急に対応できる救急医療圏の割合 | — | 10.0% (H11) | 30.0% (H16) | 100% (H22) | 100% (H27) |

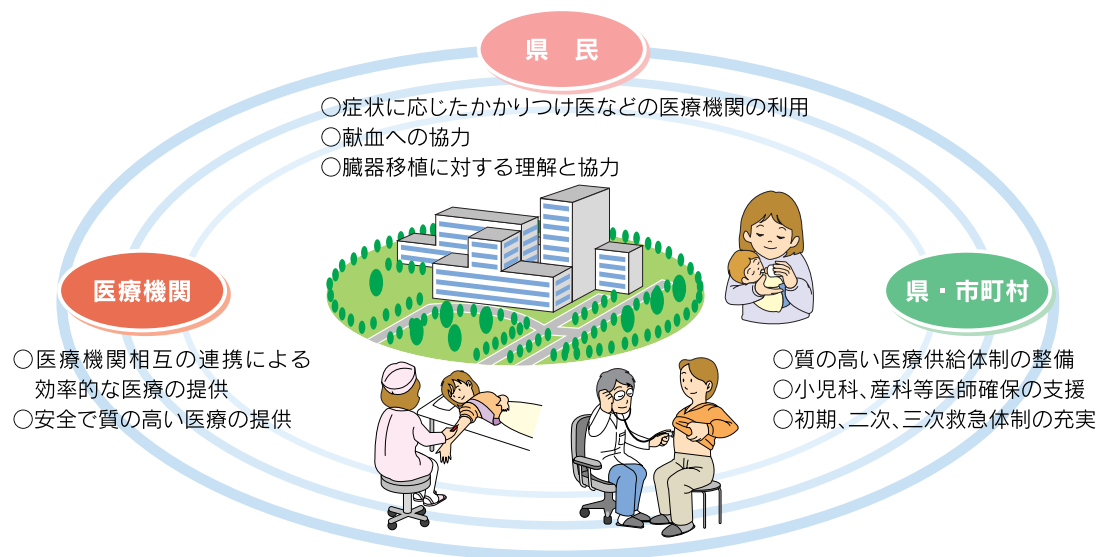


自治医科大学とちぎ子ども医療センター (完成予想図)



獨協医科大学とちぎ子ども医療センター

期待される主な主体の役割

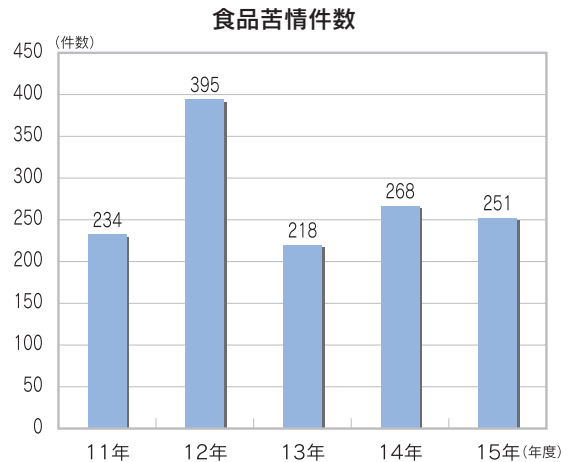


施策の目標

県民が安心して快適な生活ができるよう、食品関係事業者等による自主管理などを促進し、食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

現状と課題

- BSE問題や食品の産地偽装表示など、食品の安全に対する県民の信頼を損ねる事件・事故が多発しています。
- ノロウイルス等による集団食中毒や入浴施設でのレジオネラ感染など施設の衛生管理に起因する事故が発生しています。
- 海外からの愛玩動物の輸入増加に伴う動物の種類の多様化や動物と寝食を共にするなどの飼養形態の変化に伴い感染症の増加などの問題が生じています。



県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P192

食品の安全性確保の推進

食品の生産から流通までの安全性を確保し、食品に起因する事故の発生を防止するため、食品関連事業者に対する監視指導や栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ^{※1}）の導入推進など安全・安心な食品供給体制の確立を進めます。

- とちぎハサップに基づく食品営業施設等の認証の推進及び認証施設等の情報提供
- 食品営業施設等における監視指導の計画的実施
- JAS法など関係法令に基づく適正な表示の監視指導

生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上

理・美容業や公衆浴場業などの生活衛生関係営業施設に対する自主管理の推進や監視指導、経営相談等を通して施設の衛生水準の向上を図ります。

- また、特定建築物や住居について、衛生に関する指導や助言を実施し、衛生的環境の確保を図ります。
- 生活衛生関係営業者に対する指導及び施設への監視指導の実施
- 住居衛生に関する相談業務の実施

動物の適正飼養の推進

狂犬病等動物から人に伝播する感染症の予防や危険動物の適正管理を指導するなど動物の適正飼養を推進します。

- 動物愛護指導センターにおける動物の正しい飼育等に関する普及啓発事業の実施
- 動物取扱業者への指導の実施

※1 食品営業施設の衛生水準の向上と食品の安全確保を図るとともに、県民の安全・安心な食生活に寄与することを目的に、HACCP（ハサップ）方式を取り入れて、食品関連事業者の自主的な衛生管理方法を認証する制度
HACCP方式：原材料の仕入れから出荷までの各工程で、危害防止に繋がるポイントを監視・記録することで、製品の安全性を確保するシステム

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

| 成果指標名 | 概ね10年前 | 概ね5年前 | 基準 | 目標 | 長期目標 |
|-------------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| とちぎハサップ認証施設数 | — | — | 20 施設 (H17) | 100 施設 (H22) | 150 施設 (H27) |
| 食品検査 ^{※2} の違反率 | 0.4 % (H6) | 1.7 % (H11) | 2.0 % (H16) | 0.5 % (H22) | 0.3 % (H27) |
| 食中毒発生件数 | 13 件 (H6) | 29 件 (H11) | 17 件 (H16) | 10 件 (H22) | 10 件 (H27) |

※2 食品製造所及び店頭における食品中の添加物、細菌、異物、表示などに関する検査（収去検査）

安全で快適な生活

快適な生活環境

- 理・美容所、旅館等の衛生の保持と健全な経営
- ビル等の衛生管理

理美容事業者

クリーニング事業者

旅館事業者

ビル事業者

経営特別相談員

安全で安心な食品

- 食品関連事業者の自主的衛生管理（とちぎハサップ）
- 食品等の検査
- 食品取扱施設の監視指導
- 適正な食品表示の実施指導
- 消費者への情報提供と意見交換

食品関連事業者

食品衛生推進員

食品衛生指導員

食生活改善推進員

食品表示ウォッチャー

動物との共存

- 犬の登録・予防接種の実施
- 動物愛護の普及
- 危険動物の適正管理
- 動物取扱業者への指導

動物取扱業者

動物管理指導員

動物愛護推進員

期待される主な主体の役割

